

組合員証・被扶養者証について

組合員証・被扶養者証の保管は大切に

組合員証及び被扶養者証がカード化され、携帯するのに便利になった反面、紛失や盗難のケースが増えています。組合員ご本人はもとより、被扶養者の方にも適切な管理をしていただきますようお願いします。

◆組合員証・被扶養者証の再交付は？

組合員証等の再交付は、「再交付申請書」(「福利厚生ハンドブック」様式 14 ページ)により手続きを行ってください。

なお、盗難にあった場合は、必ず警察署へ届出をしてから、再交付手続きを行ってください。

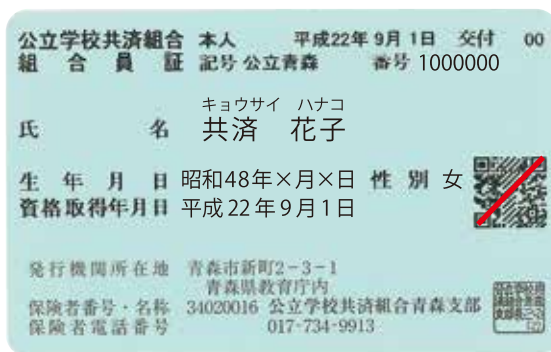
氏名・住所変更の届出は忘れずに

◆氏名が変更になったとき

「記載事項等変更申告書」(「福利厚生ハンドブック」様式 13 ページ) に戸籍謄本の写し及び組合員証等を添付のうえ届出を行ってください。

[添付する組合員証等]

- ・組合員の氏名が変更になったとき……組合員と被扶養者全員分
- ・被扶養者の氏名が変更になったとき…該当する被扶養者分



注意事項	
1.	この証の交付を受けた人には、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2.	保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で提示ください。
3.	組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者でなくなったとき又は氏名が変更になったときは、速速なくこの証を組合に返してください。
4.	不正にこの証を使用した者は、詐欺罪による刑事処分の対象となります。
住所	
青森市三内丸山字どんぐり1	
青森市新町99 共済アパート5号	
備考	

◆住所が変更になったとき

共済組合に登録済みの住所変更が必要となるため、届出をお願いしております。前掲「記載事項等変更申告書」により手続きを行ってください。この場合、組合員証等の添付は不要です。

なお、組合員証等の裏面住所欄には新しい住所を自署していただくことになっております。

また、変更する被扶養者が 20 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」(「福利厚生ハンドブック」様式 16 ページ)も併せて提出していただきますようお願いします。

※転居先の住所を申告していただかないと、組合員本人への通知(ねんきん定期便等)が届かない場合がございます。

給付年金グループ短期給付担当 017-734-9913